

事 務 連 絡

令 和 3 年 8 月 3 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について
(その4)

予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種に関連した予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等については、「予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について」（令和3年2月25日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「2月事務連絡」という。）等によりお知らせしたところであり、2月事務連絡の記2に記載したアドレナリン製剤（エピペン®注射液0.3mg）に係る無償提供（以下「本件無償提供」という。）について、「予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について（その3）」（令和3年4月6日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）により改正後の「予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について（その2）」（令和3年3月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「改正3月事務連絡」という。）に示したとおり、令和3年3月18日から申請の受付が開始され、当該申請に応じた供給が、順次なされてきたところです。

今般、本件無償提供に係る申請数が減少傾向にある一方、本件無償提供の対象となる製品数に若干の残余が生じる見込みが明らかとなったことから、本件無償提供については今後下記のとおり取り扱うこととするので、貴職におかれましてはこれをご了知の上、予防接種の実施体制の整備について、引き続き準備方ご協力をお願いします。

記

第1 改正3月事務連絡に基づく申請受付の終了について

改正3月事務連絡に基づき、令和3年3月18日から開始した本件無償提供に係る申請（以下「第一次申請」という。）の受付については、令和3年8月10日をもって終了すること。このため、定められた上限まで注文を実施していない市町村（特別区を含む。以下同じ。）であって、今後申請を予定していた市町村にあっては、期限までに申請するよう留意すること。

第2 残余分に係る新たな申請受付の開始等について

1. 本件無償提供のために用意された製剤のうち、第一次申請により費消されなかった残余分について、希望する自治体に改めて配分を行うため、第1に示した第一次申請の受付終了後に、新たに無償提供に係る申請（以下「第二次申請」という。）を受け付けること。
2. 第二次申請にあたっては、以下のとおり取り扱うこととするので、留意すること。
 - (1) 第二次申請においては、第一次申請の対象であった市町村に加え、改正3月事務連絡の記3に示した特設会場等に類する接種会場を設置（予定を含む。）する都道府県についても、申請を可能とすること。
 - (2) 都道府県又は市町村の第二次申請は、当該自治体が設置（予定を含む。）する特設会場等（(1)に示した都道府県が設置（予定を含む。）する接種会場を含む。以下同じ。）毎に行うものとし、申請本数は、一の特設会場等あたり3本を上限とすること。ただし、第二次申請における市町村の申請本数は、当該市町村が第一次申請において申請し、又は受領した本数を問わないこと。
 - (3) 第二次申請については、第一次申請と異なり、(2)に示した本数を上限として先着順に受け付けること。このため、本件無償提供のために用意された製剤の在庫がなくなった時点で、申請の受付を終了すること。また、申請の時点によっては、申請の全部又は一部に応じることができない場合があるので留意すること。
 - (4) 第二次申請は、第一次申請に引き続き、製造販売業者が用意する以下に掲げるWebサイトを通じて行うこと。

<https://med.epipen.jp/free/>
 - (5) 第二次申請は、令和3年8月16日12時から開始すること。
 - (6) 改正3月事務連絡の記3～5に示した取扱については、第二次申請においても同様であること。

(7) 第二次申請及びその後の製剤の受領等に必要の手続については、製造販売業者と調整の上、適切に実施すること。無償提供に関し不明な点については、引き続き、以下に掲げる製造販売業者の窓口で照会すること。

ヴィアトリス製薬株式会社（旧：マイラン EPD 合同会社）
エピペン提供サポートセンター
0120-336-037（月～金 9時～18時 土日祝祭日を除く）
e-mail : epn-teikyo@eppharmaline.co.jp

3. 第二次申請分も含め、本件無償提供は、自治体又は自治体が設置する特設会場等が、無償提供分に加えて、購入等によりアドレナリン製剤を追加で備えることを妨げるものではないこと。